

電子契約の対象業種・営業種目拡大について

対象業種・営業種目を令和8年4月1日（水）以後に公告等が行われる契約案件から、以下のよう
に拡大します。

区分	実施組織	対象業種・営業種目
工事	資産運用部 契約課	○ 工事（すべての業種）
物品		○ 物品（すべての営業種目）

【以下については、対象外とする】

- 契約書鑑、約款及び仕様書等添付文書を含めた契約書一式のデータ容量が50MBを超える案件
- 契約変更手続き
- 請書により行うもの
- 特命随意契約等の非公表案件(物品の任意指名案件を除く)
- さらし契約

電子契約の実施組織及び対象業種等について【水道局 水道局

令和8年4月1日（水）以後に公告等が行われる契約案件から、水道局の事業所における電子契約の対象業種・営業種目を、以下のとおり拡大いたします。

区分		実施組織	対象業種・営業種目
工事等	継	水道局 経理部 契約課	全業種（工事・設計等委託）
	続	水道局 多摩水道改革推進本部	
	対象拡大	水道局の事業所 (給水管理事務所/ 水源管理事務所/ 支所/ 浄水管理事務所/ 建設事務所 等)	
物品買入れ等	継	水道局 経理部 契約課	全営業種目（物品・委託等）
	続	水道局 多摩水道改革推進本部	
	対象拡大	水道局の事業所 (給水管理事務所/ 水源管理事務所/ 支所/ 浄水管理事務所/ 建設事務所 等)	

留意事項

以下については対象外となりますので、御留意ください。

- 契約書鑑、約款及び仕様書等添付文書を含めた契約書一式のデータ容量が50MBを超える案件
- 契約変更手続
- 請書により行うもの
- 1つの契約案件において契約相手が複数存在しているもの

電子契約書の対象業種・営業種目の拡大について【下水道局】

別紙

令和8年4月1日（水）以後に公告等が行われる案件から、事業所等における電子契約書の対象業種・営業種目を下記のとおり拡大します。

	対象組織	業種・営業種目【拡大】
工事等 (工事、設計等委託)	流域下水道本部 各下水道事務所 森ヶ崎水再生センター	土木・建築工事の7業種から 全業種へ拡大
物品買入れ等 (物品・委託等)	基幹施設再構築事務所 ※下水道局経理部契約課（本局案件）は 令和7年7月1日以降公告等案件から 全業種・営業種目で実施中	物品の30種目から 全営業種目へ拡大

【留意事項】

- ・ 鑑・約款・仕様書等の契約書を構成する全データが大容量となる50MBを越える案件は対象外です。
- ・ 特命随意契約等の非公表案件も対象です。